Ⅲ 交付決定

1 交付決定とは

交付決定とは、助成事業者からの申請に基づいて助成対象の事業とそれを行う者を定め、その事業を申請書記載の通りに行った際に助成される予定の枠(以下「助成予定額」という。)を示すことです。決定した助成事業、助成事業者及び助成予定額は、決定通知書により通知します。助成予定額は、事業完了後の最終的な助成金の支払い額を決定・保証するものではありません。また、申請内容に不備があった場合(助成対象とならないものが含まれていた場合も含む)は、交付決定通知後であっても当該の不備に係る事業内容は助成対象外(減額)となります。

交付決定後は、「決定通知書」及び本「募集要項兼事務の手引き」の内容を遵守して事業(契約・実施・支払い)を行い、助成対象期間内に助成事業を完了させてください。最終的な助成金交付額は、助成事業完了後に査定し、「助成金確定通知書」(以下「確定通知書」という。)により通知します。**確定額は、**

「決定通知書」記載の助成予定額から減額される場合があります。

期間中に支払い等、全ての処理が完了しない場合は、助成金は支払われません。 交付決定日は、申請書を受理した日(受付回)により異なります(「I 4 スケジュール」(p5) 参照)。

2 交付決定通知書の記載内容

交付決定通知書は、申請期間に該当する交付決定日に、「」グランツ」より送信されます。 受領後は直ちに内容を確認してください。

- (1) 助 成 事 業:申請書記載のとおりの事業(契約・実施・支払い)
- (2) 交付決定日:助成の枠組が決定された日(助成事業を開始できる初日)
- (3)助成対象期間:交付決定日から1年1か月以内
- (4) 助成予定額:申請書に基づいて算出した額で、助成する予定金額の上限 (内訳は「決定通知書」の別表「経費別助成予定額」のとおり)
- (5) 助成事業者名:申請書に記載の事業者名(申請者名)であり、当助成事業の契約・納品・実施(展示会の社名板・会場図への掲示を含む)・支払い等の全てを行う事業者の名称
- (6)受付番号:各助成事業者に個別に付与する番号(助成事業終了まで一貫して使用)

3 交付決定後の問い合わせ等について

交付決定とともに、助成事業者ごとの「公社担当職員」が決まります。 交付決定後のお問い合わせ等は、全て担当職員宛にお願いします。

お問い合わせの際には、本「募集要項兼事務の手引き」をお手元にご用意のうえ、「助成事業名」(=令和5年度展示会助成事業)をお申し出ください。

(本「募集要項兼事務の手引き」の最終ページ p36 への記入推奨)



